

北海道告示第10090号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第14号に掲げる小型さけ・ますはえ縄漁業（太平洋海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月29日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型さけ・ますはえ縄漁業	<p>操業海域は、納沙布岬から次に掲げる各点を順次に結ぶ線と北緯38度00.2分の線、北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎突端とを結ぶ線により囲まれた北海道沖合太平洋海域とする。</p> <p>(1) 納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点                      (2) 北緯42度56.2分、東経145度55.8分の点                      (3) 北緯42度16.2分、東経146度17.8分の点                      (4) 北緯41度18.2分、東経146度55.8分の点                      (5) 北緯40度48.2分、東経147度13.8分の点                      (6) 北緯40度15.2分、東経147度32.8分の点                      (7) 北緯39度59.2分、東経146度43.8分の点                      (8) 北緯39度39.2分、東経146度22.8分の点                      (9) 北緯38度50.2分、東経146度17.8分の点                      (10) 北緯38度00.2分、東経145度57.8分の点</p>	4月15日から7月7日まで	10隻	5トン未満 ただし、5トン以上の船舶による現に有効なこの漁業許可を有する者は、10トン未満	十勝、釧路及び根室のいずれかの総合振興局又は振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	<p>1. 許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の期間は、令和6年4月1日から同年9月30日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。                      (1) 知事が別に定めて通知した漁獲限度量に何れかの漁獲対象物が達した場合は、すべての操業を停止しなければならない。                      (2) 船内に秤を備え付けなければならない。                      (3) 操業期間中は、船内に別に示す 様式 1」による操業日誌を備え付け、毎日必要な事項を記載しなければならない。                      (4) ベニザケ、ギンザケ及びマスノスケが採捕された場合は、速やかに海中に還元するとともに、その尾数を操業日誌に記録しなければならない。                      ただし、ベニザケ、ギンザケ及びマスノスケの漁獲限度量を知事が別に定めて通知した場合は、この限りではない。                      (5) 操業期間中は、漁獲物又はその製品の陸揚げの都度、その陸揚港の荷受機関の検量を受け、その数量を当該荷受機関を経由して知事に報告しなければならない。                      なお、漁獲物又はその製品は、必ず一度に全量を陸揚げしなければならないものとし、検量を受ける場所以外に船内から移動してはならない。                      (6) 漁獲物又はその製品を次に掲げる港以外の地に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、暴風雨、船舶の損傷その他やむを得ない事由により、当該陸揚港以外の地に陸揚げするときや他の船舶に転載するときは、その都度、陸揚港を管轄する総合振興局長又は振興局長を通じて、知事に報告しなければならない。                      ○○港                      注) ○○は第6により申請者が選定した港を記載する。                      陸揚げ場所を限定されている場合は、その内容を記す。                      (7) 操業期間中は、各航海毎に、入港予定時刻及び操業日誌に記載された当該航海分の漁獲物の重量を、航海毎の水揚げを開始する前に、別に定める方法により、知事に報告しなければならない。また、入港の都度、当該航海分の操業日誌の写しを知事に提出しなければならない。                      (8) 陸揚げの際に検量を受けた漁獲物の重量に知事が別に定める製品別の丸換算係数を乗じて算出した重量は、前項により報告された漁獲物の重量を超過してはならない。                      (9) 別に定める無線通信報告要領に定められた事項を無線電話をもって報告しなければならない。                      (10) 無線電話機の故障の場合は、速やかに第5項に掲げる港に帰港し、この旨を知事に報告しなければならない。                      (1) 使用船舶には、別に示す 様式 2」による標識の塗装しなければならない。                      (2) 漁具には、標識及び船名を付けなければならない。                      (3) はえ縄以外の漁具を船内に保持してはならない。                      (4) はえ縄の枝系の太さは、直径0.522ミリメートル以上のものでなければならない。                      (5) 操業区域以外を航行する場合は、あらかじめ北海道漁業取締船乗組みの漁業監督吏員に報告しなければならない。                      (6) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。                      (その他参考となる事項)                      ア 漁船特殊規則又は小型漁船安全規則で制限する航行海域を遵守すること。</p>